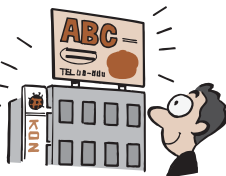


お知らせ

屋外広告物の申請について

【まちづくり課】

公衆に表示する目的で屋外に一定期間継続して表示される看板や広告板、壁面塗装など（商品やサービスをイメージさせる文字や商標、絵や写真も含む）を屋外広告物といいます。



県では、良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物に対して一定の規制を行っており、市内で屋外広告物を設置する場合には、屋外広告物許可申請書を提出し、市の許可を受ける必要があります。

規制内容など詳しくは、県ホームページの「和歌山県屋外広告物の手引き」を確認していただくか、まちづくり課までご相談ください。

●問い合わせ

まちづくり課 ☎33-6103

後期高齢者医療制度に加入の皆さんへ

【保険年金課】

11月下旬から12月上旬にかけ、和歌山県後期高齢者医療広域連合から、ジェネリック医薬品使用促進のお知らせを送付しています。

ジェネリック医薬品への切替えを希望する人は、かかりつけの医師や薬剤師に相談してください。

なお、薬によっては、ジェネリック医薬品への切替えができない場合もあります。

●対象

ジェネリック医薬品に切り替えた場合、1カ月の自己負担額が200円以上軽減される可能性がある人

●問い合わせ

- 後発医薬品利用差額通知コールセンター
☎0120-53-0006（通話無料）
- 和歌山県後期高齢者医療広域連合
☎073-428-6688

家庭内の暖房器具に目を配りましょう

【消費生活センター】

暖房器具を使い始める時期になりました。保管前にはなかった異常により、火災ややけどなどの事故が起きないように、暖房器具をくしぶりに使用する際には、次のような項目を点検してから使用するようにしましょう。



●使用前の点検目安の一例

製品の種類	項目
電気ストーブ	●ホコリを取る ●断線がないか ●スイッチが作動するか
こたつ	●コードにねじれ、断線がないか ●スイッチ周りに変色がないか
石油ストーブ・石油ファンヒーター	●石油タンクの受け部分の水やゴミを取る ●タンク自体に穴やサビがないか ●空気取り入れ口の水コリを取る
ホットカーペット	●配線に折れや重なり、よれがないか
エアコン	●コンセント部分の水コリを取る ●室外機周りを掃除する

実際にスイッチを入れてみて、作動しない、嫌な臭いがする、音がおかしい、温度調節ができず高温になったままなどの異常を感じたらすぐに使用を中止し、販売店やメーカーに相談しましょう。

●問い合わせ 消費生活センター

介護者交流会

【いきいき健康課】

介護家族や介護経験者を対象に交流会を開催します。介護の豆知識も紹介します。

- 日時 12月11日(水)
午後1時30分～
- 場所 保健福祉センター
- 問い合わせ 地域包括支援センター ☎32-1957

「本人通知制度」の事前登録について

【市民課】

住民票や戸籍謄本などの不正請求を防止するため、事前に登録をした人に対し、代理人や第三者に証明書を交付した場合にその交付事実を通知する制度です。

住民票の写しや戸籍などの交付を差し止める制度ではありません。

●登録できる人

橋本市に住民登録や本籍のある人（過去にあった人も含む）

●登録方法

本人確認書類（運転免許証・旅券など）と印鑑を持参し、市民課窓口で申請してください。

●通知対象（除票・除籍などを含む）

住民票の写し、戸籍附票の写し、戸籍謄抄本など

●通知内容

交付年月日、交付した証明書の種別、通数および交付請求者の種別（代理人・第三者）

●問い合わせ 市民課 ☎33-1131

不法投棄は重罪です！

【生活環境課】

不法投棄は、美しい自然や地域の景観を壊すだけでなく、害虫の発生や悪臭の原因になるなど、市民の皆さんの生活環境に悪影響を及ぼします。

不法投棄をした人には、懲役や罰金などの重い刑罰が科せられます。絶対に不法投棄はやめましょう。

市では、環境監視パトロールを実施するとともに、保健所や警察などの関係機関と連携して不法投棄の防止に努めていますが、市民の皆さんや土地の所有者の協力がなければ、不法投棄を防ぐことはできません。地域ぐるみで監視を行い、不法投棄を発見した時は、車のナンバーを控えるなどして、警察や生活環境課に連絡をお願いします。

なお、土地の所有者は、定期的に清掃や草刈りを行い、必要に応じてフェンスを設置するなど不法投棄されないようにする対策を行ってください。

●問い合わせ 生活環境課 生活衛生係 ☎33-6100

国民健康保険税などの納付額証明について

【税務課】

平成31年1月から令和元年12月に納めていただいた国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料は社会保険料控除の対象となります。

納付書または口座振替で納付していただいた金額については、令和2年1月下旬に納付額証明書を郵送しますのでご利用ください。

年金天引きにて納付されている人については、令和2年1月下旬に日本年金機構などから送付される源泉徴収票をご利用ください。

なお、納付書または口座振替で納付している人で、事前に納付額証明が必要な人や、源泉徴収票が発行されない遺族年金・障害年金などの非課税年金より年金天引きされている人は、納付していただいた金額の証明書を発行します。

●注意事項

- 納付金額は本人とその同一世帯の人へのみお答えしています。
- 納付後、市で確認できるまで2週間程度かかる場合があります。

●問い合わせ 税務課 収納係 ☎33-1169

年末火災特別警戒を実施します

【橋本市消防本部／伊都消防組合消防本部】

消防本部と消防団では、12月20日(金)から12月31日(火)まで「年末火災特別警戒」を実施します。

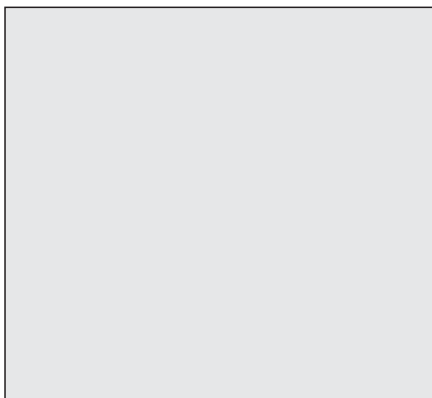
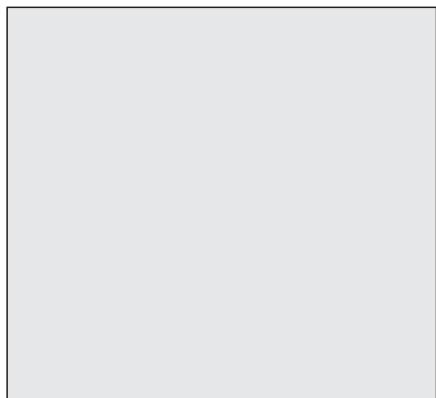
今年1月から10月末までの火災件数は22件で、そのうち8件は建物火災です。これからの季節は空気が乾燥し、風も強く、ストーブなど火を使う機会も多くなります。火災は、ちょっとした不注意や気のゆるみで起こります。家族一人ひとりが注意して、火災から我が家を守り、新しい年を迎えましょう。

●問い合わせ

- 橋本市消防本部 ☎33-0119
- 伊都消防組合消防本部 ☎22-0119



広告



広報紙へ有料広告を掲載しませんか

「広報はしもと」に掲載する有料広告を募集しています。掲載料や申込方法など詳しくは、市ホームページを確認していただくか、お問い合わせください。

- 申し込み・問い合わせ
秘書広報課 広報広聴係

広告

